

組織体制が変わります

平成24年4月1日から、組織体制が変わりました。

事務内容、課名や場所など、主な変更は次のとおりとなりますので、市役所にお越しの際には、お間違えの無いようご注意ください。

組織体制の変更についての詳細は、「広報るもい5月号」でお知らせいたします。

【主な変更点】

児童扶養手当、家庭児童相談、保育所の手続きなど

- ・教育委員会こども課で行います。(場所は旧児童家庭課の所に変更はありません)

市民相談に関する窓口

- ・市民課窓口に移りました。

市民税、国民健康保険税、軽自動車税の手続きなど

- ・税務課市民税係が1階に変わりました。
(納税相談や資産税に関する事務は、引き続き2階税務課で行っています。)

町内会、防犯、交通安全に関する事務

- ・町内会に関する事務は2階政策調整課へ移りました。
- ・防犯、交通安全に関する事務は2階総務課へ移りました。